

## 8 月収額の計算のしかた

### 1 計算のながれ

#### 収入のある方が1人の場合

$$\text{年間総収入金額 円} \rightarrow \left[ \text{①年間所得金額 円} - \text{②控除額 円} \right] \div 12 = \text{月収額 円}$$

#### 収入のある方が2人以上の場合

$$\text{年間総収入金額 円} \rightarrow \text{①年間所得金額 円} \rightarrow \left[ \text{①年間所得金額 円} - \text{②控除額 円} \right] \div 12$$

$$\text{年間総収入金額 円} \rightarrow \text{①年間所得金額 円} \rightarrow \text{月収額 円}$$

収入のある方が2人以上いる場合は、それぞれの[年間所得金額]を合算します。

### 2 計算手順

収入のある方それぞれの収入の種類が下記のどれにあてはまるか確認し、各ページを参照のうえ、[年間所得金額]を算出してください。

**収入のある方が2人以上いる場合は、それぞれの[年間所得金額]を合算します。**

① 給与所得の方	② 年金所得の方	③ その他の所得・日雇の方
<p><b>俸給、給料、賃金、賞与などの所得。</b> 例えば、会社員、店員、日雇労働者、パート、事業専従者などの収入をいいます。給与所得という総収入金額とは、給与所得控除をする前のもので、賞与、手当などを含んだ金額です。（非課税所得は除きます。）</p>	<p><b>厚生年金、国民年金、恩給、企業年金などの所得。</b> 例えば、老齢年金、退職年金をいいます。その他、法律により非課税とされている各種年金（障がい年金、遺族年金、福祉年金など）は所得金額0円としてください。</p>	<p><b>事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得。</b> 例えば、自営業、サービス業、外交員などの所得をいいます。これらの所得で税の申告をしている方は、所得金額を十分に確かめてください。</p>
<p>11ページの「① 給与所得の方」をみて計算してください。</p>	<p>12ページの「② 年金所得の方」をみて計算してください。</p>	<p>13ページの「③ その他の所得の方」をみて計算してください。</p>

注1) 生活保護の各種扶助料、失業給付金、労災保険金、法律により非課税とされている各種年金（遺族年金、障がい年金、福祉年金）の非課税所得は、[年間所得金額]の収入として取り扱いません。

注2) 日雇労働者の方で確定申告をしている方は、13ページ「③ その他の所得・日雇の方」の計算方法により計算してください。なお、給与所得として賃金をもらっている方は、11ページ「① 給与所得の方」の計算方法により計算してください。


注3) 1人で給与収入、年金収入、その他の収入など複数ある方は、それぞれのページで[年間所得金額]を算出してから合計してください。

注4) 前年1月2日以降に休業、退職により無収入の期間がある場合は、復業・復職の翌月からの収入を1年分に換算し計算してください。

## 8 月収額の計算のしかた

### ① 給与所得の方

仕事を始めた時期により計算方法が異なります。

あなたが仕事を始めた時期			
現在の勤務先に 令和6年1月1日以前 から引き続き勤務して いる方	現在の勤務先に 令和6年1月2日以降 に就職し、1年以上勤 務している	現在の勤務先に就職し てから申込み日までに 1年に満たない方	現在の勤務先に就職し て、1か月分の給与を 受けていない方
令和6年分給与所得の 源泉徴収票の支払金額 (令和7年度の課税・ 非課税証明書に記載さ れている所得金額)	勤務した翌月から12 か月分の総収入金額 (給与、賞与、その他 手当等。交通費は除 く)	勤務した翌月から現在 までの総収入金額をも とに推定年間総収入金 額を次により算出  総収入金額 (賞与を除く) × 12 + 賞与 勤務した翌月から 現在までの月数	雇用条件に基づき支給 が予定されている1か 月分の給与を12倍し た推定総収入金額
			
<b>年間総収入金額 (A)</b>			


年間総収入金額から下表により 年間所得金額 を算出し、10ページの[①年間所得金額]に当てはめてください。

年間総収入金額 (A)	所得金額		年間所得金額
550,999円まで	所得金額 = 0		年間所得金額 = 0
551,000円から 1,618,999円まで	年間総収入金額 - 550,000円 = 所得金額		所得金額 - 最大10万円 = 年間所得金額
1,619,000円から 1,619,999円まで	所得金額 = 1,069,000円		所得金額 - 10万円 = 年間所得金額
1,620,000円から 1,621,999円まで	所得金額 = 1,070,000円		所得金額 - 10万円 = 年間所得金額
1,622,000円から 1,623,999円まで	所得金額 = 1,072,000円		所得金額 - 10万円 = 年間所得金額
1,624,000円から 1,627,999円まで	所得金額 = 1,074,000円		所得金額 - 10万円 = 年間所得金額
1,628,000円から 1,803,999円まで	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後4000を掛け戻し、出た額を右のAにあてはめてください。	$A \times 0.6 + 100,000$ 円 = 所得金額	所得金額 - 10万円 = 年間所得金額
1,804,000円から 3,603,999円まで		$A \times 0.7 - 80,000$ 円 = 所得金額	所得金額 - 10万円 = 年間所得金額
3,604,000円から 6,599,999円まで		$A \times 0.8 - 440,000$ 円 = 所得金額	所得金額 - 10万円 = 年間所得金額
6,600,000円から 8,499,999円まで	年間総収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円 = 所得金額		所得金額 - 10万円 = 年間所得金額

## 8 月収額の計算のしかた

### ② 年金所得の方

年金の支給を受け始めた時期により計算方法が異なります。

1 引き続き1年以上、年金を支給されている方	2 年金を支給されてから1年にならない方
前年中の支払年金額。年金額の改定があったときは、改定通知書の支払年金額。 2か所以上から年金をもらっている方は、支払年金額の合計	年金証書の支払年金額。年金額の改定があったときは、改定通知書の支払年金額。 2か所以上から年金をもらっている方は、支払年金額の合計
 <b>年間総収入金額(A)</b>	

年間総収入金額から下表により 年間所得金額 を算出し、10ページの[①年間所得金額]に当てはめてください。

受給者の年齢	公的年金の年間総収入金額(A)	所得金額	年間所得金額
65歳以上の方	1,100,000円まで	所得金額 = 0	年間所得金額 = 0
	1,100,001円から 3,299,999円まで	(年金総収入金額) - 1,100,000円 = 所得金額	所得金額 - 10万円 = 年間所得金額
	3,300,000円から 4,099,999円まで	(年金総収入金額) × 0.75 - 275,000円 = 所得金額	所得金額 - 10万円 = 年間所得金額
	4,100,000円から 7,699,999円まで	(年金総収入金額) × 0.85 - 685,000円 = 所得金額	所得金額 - 10万円 = 年間所得金額
65歳未満の方	600,000円まで	所得金額 = 0	年間所得金額 = 0
	600,001円から 1,299,999円まで	(年金総収入金額) - 600,000円 = 所得金額	所得金額 - 10万円 = 年間所得金額
	1,300,000円から 4,099,999円まで	(年金総収入金額) × 0.75 - 275,000円 = 所得金額	所得金額 - 10万円 = 年間所得金額
	4,100,000円から 7,699,999円まで	(年金総収入金額) × 0.85 - 685,000円 = 所得金額	所得金額 - 10万円 = 年間所得金額

## 8 月収額の計算のしかた

### ③ その他の所得・日雇の方

事業・仕事を始めた時期により計算方法が異なります。

該当する所得により **年間所得金額** を算出し、10ページの【①年間所得金額】に当てはめてください。

#### ◆所得金額の求め方(自営業・サービス業・外交員など)

開業の時期		
令和6年1月1日以前から現在まで引き続き同じ事業をしている方	令和6年1月2日以降に現在の事業を始め、1年以上経過している方	令和6年1月2日以降に現在の事業を始め、1年以上を経過していない方
令和6年中の年間所得金額 (令和6年分の課税・非課税証明書に記載されている所得金額) (令和7年分の所得税の確定申告書(控)の所得金額)	事業を始めた翌月から1年分の所得金額	事業を始めた翌月から現在までの総収入・月数などを次により計算した推定所得金額  $\frac{\text{総収入金額(総売上高)} - \text{必要経費}}{\text{事業を始めた翌月から現在までの月数}} \times 12$
↓	↓	↓
<b>年間所得金額</b>		

#### ◆所得金額の求め方(日雇)

あなたが仕事を始めた時期	
令和6年1月1日以前から現在まで引き続き同じ日雇をしている方	令和6年1月2日以降に現在の日雇を始めた方
令和6年中の年間所得金額 (令和6年分の課税・非課税証明書に記載されている所得金額) (令和7年度の課税・非課税証明書に記載されている所得金額)	11ページ「月収額の計算のしかた(①給与所得の方)」にあてはめて計算してください。
↓	↓
<b>年間所得金額</b>	

## 8 月収額の計算のしかた

### ④ [所得金額の控除額]の算出

該当する控除から[所得金額の控除額]を算出し、10ページの[②控除額]に当てはめて計算してください。

控除区分		控除を受けられる方		控除額	計算
1 親族	同居親族	・市営住宅に入居しようとする家族のうち、申込み本人以外の人数（収入のある方も含む）		1人につき 年38万円	38万円×人数＝ <input type="text"/> 円
	同居しない親族	・市営住宅に入居しないが、所得税法上の扶養親族（遠隔地扶養）である方			
2 老人扶養親族 老人控除対象配偶者		年齢70歳以上の扶養親族の方 または 年齢70歳以上の扶養配偶者		1人につき 年10万円	10万円×人数＝ <input type="text"/> 円
3 特定扶養親族		年齢16歳以上23歳未満の扶養親族の方 （婚約者は除く）		1人につき 年25万円	25万円×人数＝ <input type="text"/> 円
4 障がい者	① 障がい者	申込み本人または同居者の中に障がい者がいる場合	②特別障がい者以外の障がい者	1人につき 年27万円	27万円×人数＝ <input type="text"/> 円
	② 特別障がい者		1～2級の身体障がい者、重度の知的障がい者	1人につき 年40万円	40万円×人数＝ <input type="text"/> 円
5 寡婦		申込み本人または同居親族で「6ひとり親」に該当せず、次に該当する方 ①夫と離婚してから婚姻をしていない方で、次のア及びイの要件を満たす方 ア 扶養親族（子を除く）がいること。 イ 所得の見積額が500万円以下であること。 ②夫と死別してから婚姻をしていないか、夫の生死が不明であり、①-イの要件を満たす方		1人につき 年27万円  ただし、所得が27万円未満の場合はその額	27万円×人数＝ <input type="text"/> 円  27万円未満はその額 <input type="text"/> 円
6 ひとり親		申込み本人または同居親族で次の①～③すべてに該当する方 ①婚姻をしていないまたは配偶者の生死の明らかでないこと。 ②生計を一にする子がいること。 （他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされていたり、所得の見積額が48万円を超える子は除かれます） ③所得の見積額が500万円以下であること。		1人につき 年35万円  ただし、所得が35万円未満の場合はその額	35万円×人数＝ <input type="text"/> 円  35万円未満はその額 <input type="text"/> 円

※「5寡婦控除」と「6ひとり親控除」は、同一人物に対して重複しての適用はありません。

※「5寡婦控除」と「6ひとり親控除」にある「婚姻」には、事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる場合は含みます。

②控除額合計

円